

事 務 連 絡
令和2年12月22日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第10版）
について

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第9版）について」（令和2年12月11日厚生労働省医政局医療経理室・健康局結核感染症課事務連絡）により、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第9版）」を周知したところですが、今般、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第10版）」を作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第9版）」から追記等を行った部分には下線を付しております。

○医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

1 どのような経費が対象となるのでしょうか。

(答)

- 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。
- 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※ 例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

2 いつからいつまでの費用が対象となるのでしょうか。

(答)

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。
- 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

3 対象期間中であれば、複数回の申請が可能でしょうか。

(答)

- 申請は各施設で1回のみです。

4 どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院（医科、歯科）、有床診療所（医科、歯科）、無床診療所（医科、歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象となります。
- ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を

周知

- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 感染防止のための个人防护具等の確保
- ⑤ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

5 新型コロナ患者の受入れ対応等をしていなくても対象となるのでしょうか。

（答）

- 対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっていません。

6 病院の場合、病床数ごとに上限額が加算されるが、加算される病床数に上限はあるのでしょうか。

（答）

- 病床数の上限はありません。

7 病床数には一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。またいつ時点の病床数になるのでしょうか。

（答）

- 一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。
- なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

8 医療機関等はどちらに申請すればよいのでしょうか。

（答）

- 標準的な申請事務としては、医療機関等からの申請受付は各都道府県の国民健康保険団体連合会（都道府県の事務委託）で行うことを想定しています。
- 原則としてオンラインにより申請いただくこととしていますが、申請方法の詳細は7月1日現在調整中です。
- ※ 医療機関等への支払いについても、国民健康保険団体連合会（都道府県の事務委託）で行うことを想定しています。

- 9 医療機関・薬局等における感染拡大防止等を支援するための補助金を支出する事務について、都道府県が国保連合会に委託することは、地方自治法施行令第165条の3第1項により、認められるのでしょうか。

(答)

- 地方自治法施行令第165条の3第1項により、普通地方公共団体は、同令第161条第1項第1号から第15号までに掲げる経費等について、支出の事務を委託することができることとされています。
- 医療機関・薬局等において緊急の対応が求められている新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策や診療体制の確保等を支援するための補助金の支出については、新型コロナウイルス感染症の感染が続いている中で、新型コロナウイルス感染症の患者やその他の患者に対して、感染拡大を防止しながら適切な医療を提供する体制を緊急に確保しなければならない医療機関・薬局等に対して、即時支払により迅速に交付しなければ補助金の交付の目的を達成することができないものであることから、同項第12号の経費として、都道府県が支出の事務を国保連合会に委託することが可能です。
- なお、この内容については、総務省自治行政局行政課と協議済みであることを申し添えます。

- 10 質問1において、医療機関・薬局等における感染拡大防止等を支援するための補助金について、『従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費』を除き、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる」旨が記載されていますが、例えば、以下のような経費も対象となり得るということでしょうか。

(例)

- ・ 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの）
- ・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など）
 - ※ 直接診療報酬等を請求できるもの以外
- ・ 換気のための軽微な改修（修繕費となるもの）
- ・ 水道光熱費、燃料費
- ・ 電話料、インターネット接続等の通信費
- ・ 休業補償保険等の保険料
- ・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
- ・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの
- ・ 日常診療に要する検査外注費

※ 直接診療報酬等を請求できるものの以外

- ・ 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料
- ・ 既存の診療スペースに係る家賃
- ・ 既存の医療機器・事務機器のリース料

(答)

- 本事業は、感染防止対策に取り組む保険医療機関等において、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染防止対策等の支援を行うことを目的としています。
- こうした補助金の目的に合致するものは、感染拡大防止対策に要する費用そのものにとどまらず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となり、例示された経費も対象となり得ます。

※ 従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者にかかる人件費は対象になりません。

11 質問の2において、医療機関・薬局等における感染拡大防止等を支援するための補助金について、「令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となる」旨が記載されていますが、例えば、当該医療機関の医療従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したことに伴い、一時的に閉院又は外来を閉鎖した場合の補償を行う保険の保険期間に令和3年4月1日以降が含まれている場合は、当該期間の保険料は控除して申請する必要がありますか。

(答)

- 医療従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は濃厚接触したことに伴い、休業又は病棟や外来の閉鎖をした場合の補償を行う保険については、医療機関が医療提供を継続する上で避けることのできない新型コロナウイルス感染症への感染や濃厚接触の可能性に備えるものです。
- そのため、以下の①から③を全て満たす場合には、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支払った保険料の全額を補助対象の経費として差し支えありません。
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（病棟や外来を閉鎖した場合を含む）について補償する保険であること。
 - ② 契約期間を任意に設定することができないことにより、保険期間に令和3年4月1日以降が含まれること。
 - ③ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに保険料の支払いを行っており、その支払った額が12ヶ月以下の最も短い期間を対象とした保険料であること。

12 質問の3において、医療機関・薬局等における感染拡大防止等を支援するための補助金について、対象期間中の申請は「各施設で1回のみ」とする旨が記載されていますが、医療機関が対象となる経費を誤認して金額を過小に申請した場合に、再申請を行うことは可能でしょうか。

(答)

○ 事業実施主体である都道府県に相談して、都道府県が認める場合、再申請することは差し支えありません。